

コミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドラインの改訂について

平成 27 年 10 月に策定した「コミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドライン」について、国の制度改正に対応するとともに、地域が主体となってコミュニティバス等の導入が進めやすくなるよう、全面改訂を予定している。

1 ガイドライン改訂の目的・経緯

- ・ガイドラインを策定し、平成 29 年に軽微な改訂を行った後、国において道路運送法の改正があったほか、公共ライドシェア等の取り組みが進められており、内容の修正の必要がある。
- ・人口減少や少子高齢化等に伴い、公共交通空白・不便地域の拡大やコミュニティバス等の導入を求める声に的確に対応できるよう、記載内容をより分かりやすくする。

2 現在のガイドラインからの見直しポイント

(1) 地域が主体となった取組

- ・市が単独で検討や導入を行うのではなく、地域住民（地域組織）が主体となった上で、運行（交通）事業者や市と連携して導入及び維持が進められるよう、それぞれの役割を具体的に記載

(2) 数値目標

	現在の基準等	見直しポイント
乗降人数の目標値	1 日当たりの乗車人数が、夜間沿線人口の 1 % 以上	・現在、導入しているコミュニティバス等の実績値に基づき、地域の実情や運行手法に応じた分かりやすい数値の設定 ・「導入（運行継続）基準」と「見直し基準」の設定
公的負担額	1 乗車当たり 5 0 0 円／人が上限	
利用者負担割合	利用者負担：公的負担 ＝ 1：2 以内	

(3) 社会実験

	現在の基準等	見直しポイント
期間	基本 3 か月	・最適な社会実験期間の設定と円滑な本格運行への移行
期間終了後	結果に関わらず一旦休止	

3 改訂時期

令和 8 年 1 月頃